

## 様式第2号(第3条関係)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育委員会事務局 長浜北部学校給食センター
委託業務番号	令和5年度 長北学給セ第4号
委託業務名称	電気集塵機保守点検業務
委託業務場所	長浜市高月町高月684番地1 長浜北部学校給食センター
業務の概要	長浜北部学校給食センターに設置している電気集塵機のユニット洗浄、交換、保守点検業務
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	金660,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県高島市今津町中沼二丁目2番地12 [商号又は名称] 株式会社アイビックス 滋賀支店
契約相手方の選定理由	本業務は、長浜北部学校給食センターに設置している電気集塵機のユニット洗浄、交換等のメンテナンスを行うものであり、近隣の住宅や施設への油煙を含んだ調理臭対策を安定して行うために、当該機器の構造と整備の内容を熟知し、点検業務に精通している納入業者である株式会社アイビックスを契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>